

退職時 1 年前より 4 号給を超える上位の号給で退職した場合の

特別負担金計算給料額について

1 根拠規定（退職手当に関する納付金及び負担金条例）

第 2 条 （略）

2 （略）

3 特別負担金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第 2 条の 3、第 6 条の 5、附則第 4 項、附則第 19 項及び市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 3 号。以下「条例第 3 号」という。）附則第 2 条第 1 項、附則第 3 条並びに附則第 5 条の規定により支給される退職手当の額と条例第 3 条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 3 までの規定により計算した退職手当の基本額との差額
- (2) 前項の規定にかかわらず、条例第 3 条第 1 項（11 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）、第 4 条第 1 項（11 年以上 25 年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）、第 5 条第 1 項（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることによる退職又は 25 年以上の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者）並びに附則第 4 項及び第 19 項の規定による退職をし、退職手当の支給を受ける場合は、条例第 3 条のその者の都合による退職をしたと仮定した場合の退職手当（第 3 号に規定する号給で計算した額）の基本額との差額
- (3) 前各号のうち、給料月額が退職 1 年前の号給より 4 号給を超える上位の号給に昇給した場合においては、その支給される退職手当の額と 4 号給で計算した退職手当の基本額との差額
- (4) 条例第 12 条（失業者の退職手当）の規定による退職手当の支給を受ける場合は、その退職手当の額に相当する額
- (5) 条例第 3 号附則第 8 条の規定による退職手当の支給を受ける場合は、条例第 7 条の規定による退職手当の額との差額

2 特別負担金計算給料額の算定方法について

(1) 退職時 1 年前より 4 号給を超える号給で退職した場合

①当該期間（1 年間）中において、給料表の改正等がない場合

【計算例】

平成 30 年 9 月 30 日（退職時）	354,600 円（4-50）
平成 29 年 9 月 30 日（退職時 1 年前）	346,300 円（4-44）
退職 1 年前の 4 号上位の給料額	352,200 円（4-48）

特別負担金計算給料額 352,200 円

354,600 円 × 支給率 + 調整額部分 = 実支給退職手当額…①

352,200 円 × 支給率 + 調整額部分 = 4 号上位の場合の退職手当額…②

① - ② = 特別負担金

②当該期間（1年間）中において、給料表の改正等がある場合

【計算例】

平成31年3月31日（退職時）	355,000円（4-50）
平成30年4月1日（給料表改正）【新給料表】	346,700円（4-44）
平成30年3月31日（退職時1年前）【旧給料表】	346,300円（4-44）
退職1年前の4号上位【新給料表】	352,600円（4-48）

※①と同様、2号給分は特別負担金を納付いただくが、退職時1年以内に給料表の改正がある場合、新給料表の額になる。

（2）退職時から遡って1年前までの間に昇任した場合

①当該期間（1年間）中において、給料表の改正等がない場合

【計算例】

平成30年9月30日（退職時）	359,700円（5-37）
平成29年9月30日（退職時1年前）	346,300円（4-44）
退職時1年前の直近上位の4号上位	354,800円（5-34）

<直近上位の4号上位の算定方法>

退職時1年前の給料額346,300円の直近上位の給料額を退職時の5級で探すと、347,400円（5-30）になる。ここから4号給上位なので「5-34」になる。

②当該期間（1年間）中において、給料表の改正等がある場合

【計算例】

平成31年3月31日（退職時）	360,100円（5-37）
平成30年4月1日（給料表改正）【新給料表】	346,700円（4-44）
平成30年3月31日（退職時1年前）【旧給料表】	346,300円（4-44）
退職時1年前の直近上位の4号上位【旧給料表】	354,800円（5-34）
退職時1年前の直近上位の4号上位【新給料表】	355,200円（5-34）

<直近上位の4号上位の算定方法>

①と同様だが、直近上位の4号上位の級号給を新給料表に当てはめ、特別負担金計算給料額は355,200円（5-34）になる。